

平成29年6月9日（金曜日）

議事日程第3号

平成29年6月9日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第100号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第101号 大仙市史跡の里せんぼく「さくまろ館」条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第102号 財産の取得について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第103号 平成29年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第104号 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第105号 平成29年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第106号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第2号）（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第107号 平成29年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第108号 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第109号 平成29年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第12 陳情第59号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員会付託）

出席議員（26人）

2番 秩父博樹	3番 三浦常男	4番 佐藤隆盛
5番 後藤健	6番 佐藤育男	7番 藤田和久
8番 佐藤文子	9番 小山緑郎	10番 茂木隆
11番 高橋徳久	12番 橋村誠	13番 古谷武美
14番 石塚柏	15番 高橋幸晴	16番 富岡喜芳
17番 大野忠夫	18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	22番 高橋敏英
23番 金谷道男	25番 本間輝男	26番 鎌田正
27番 橋本五郎	28番 千葉健	

欠席議員（2人）

1番 佐藤芳雄	24番 大山利吉
---------	----------

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	久米正雄
副市長	佐藤芳彦	教育長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	今野功成
企画部長	五十嵐秀美	市民部長	佐川浩資
健康福祉部長	逸見博幸	農林部長	福田浩
経済産業部長	小野地洋	建設部長	古屋利彦
上下水道部長	高階仁	病院事務長	富樫公誠
教育指導部長	伊藤雅己	生涯学習部長	安達成年
総務課長	福原勝人		

議会事務局職員出席者

局	長	伊藤義之	参	事	堀江孝明
主	幹	齋藤孝文	主	幹	富樫康隆
主	席	主	査	佐藤和人	

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、1番佐藤芳雄君、24番大山利吉君であります。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。13番古谷武美君。

（「はい、議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、13番。

【13番 古谷武美議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○13番（古谷武美） おはようございます。13番だいせんの会の古谷武美でございます。一般質問2日目、最初の質問となりますが、普段にはない緊張感をもって質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今日の私の質問の中にお酒についてありますが、先日6月6日のさきがけ新聞に、秋田県の清酒出荷量が全国4位、東北ではトップになったとの記事が載ってございました。記事の中で本県の清酒出荷量が毎年少しずつ減少している中で、特定名称酒の出荷は伸びていて、原材料の水稻、蔵元の技術の高さが認められた結果と書かれておりました。大仙市にある蔵元の皆様の日々の努力の結果と強く感じたところでございました。これからもおいしいお酒を造っていただきたいと思っております。そして、私も微力ではございますが、出荷量増大に協力してまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、ご答弁の方、よろしくお

願いいたします。

1 番目の項目といたしまして、「大仙市地元酒等乾杯推進条例」施行後の地場産業への影響について質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

「大仙市地元酒等乾杯推進条例」は、四季折々に美しい表情を見せる自然豊かな田園都市である本市で製造された地元酒等による乾杯を推進することにより、地元酒等を愛飲する気運を醸成するとともに地元酒等の消費拡大を図り、もって原材料生産等の地場産業の振興に資することを目的とするとして平成26年6月23日に施行されました。

この条例施行前から市が関係する宴会等では、地元産日本酒での乾杯が行われていたようでございますが、この条例の施行後も、市関係は引き続き乾杯が行われているようでございます。

大曲商工会議所や大仙市商工会に関係した宴会等でも地元酒を使った乾杯が行われているようでございます。

しかしながら、一般の事業者や各地域での宴会等では、地元酒等での乾杯は非常に少ないようでありまして、まだまだ条例が周知されていないようにも思われます。

酒類の販売までに関係する地場産業といたしましては、酒造好適米を作付する農家、酒造会社、酒類卸業者、酒類小売業者、そしてお酒類を提供する宴会会場や飲食店などがございます。この条例が施行されてから3年になったところですが、このような地場産業の振興に幾らかでも寄与できたと思っているところではございますが、実際の数字といたしましては、どのように影響したかを知りたいと思ひまして今回の質問となったところでございます。

そこでお伺いいたしますが、一つ目といたしまして、酒類等の販売量、出荷状況についてお伺いいたします。

二つ目といたしまして、酒造好適米の作付面積と収量についてをお伺いいたします。

三つ目といたしまして、販売する事業者等、宴会会場などの売上の状況についてお伺いいたします。

以上3点について、ご答弁のほどよろしく願いいたしたいと思ひます。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 古谷武美議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、酒類等の販売量状況につきましては、仙北地域管内並びに秋田県の清酒の

販売数量について、平成25年度を基準にその後の3年間のデータを調査したところ、どちらも毎年0.2～6.2%程度の減少傾向でありました。全体の傾向として若者の日本酒離れが主な要因と言われており、販売量の約6割を占める旧来からの主流であった一升瓶に入った一般酒の不振が大きいようであります。

しかし、先の6月6日の新聞報道にもあったとおり、県の発表によると清酒の出荷量が微減傾向にある中、本県の純米酒や吟醸酒などの「特定名称酒」と呼ばれる上質な日本酒の売上については全国4位、また、東北ではトップとなりまして、出荷量は前年度比1.4%の増加となっております。

特に「特定名称酒」のうち「純米吟醸酒」については、前年度比較で12%増と高い伸びとなっているなど、蔵元のこだわりが感じられる質の高い「特定名称酒」を好む近年の消費傾向が要因となりまして、日本酒の人気は確実に高まってきていると考えられます。

次に、酒造好適米のこの作付面積と収量につきましては、条例施行前の平成25年産における作付面積は31.1ヘクタールとなっておりますが、条例施行後、初めての作付となる平成27年産では76.2ヘクタールまで拡大し、28年産においても78.3ヘクタールと増加傾向にあります。この作付が拡大した要因としては、吟醸酒や純米酒の特定名称酒の需要増に対応し、各酒造メーカーが増産に踏み切ったことが主なものと分析されますが、「乾杯推進条例」の施行や酒造好適米の作付拡大を目指す市単独事業の取り組みがプラスに働いたものと考えております。

なお、収量については、年産によって多少のバラツキはありますが、うるち米の基準単収より若干低い10アール当たりおよそ580kgとなっております。

次に、販売する事業所等の売上状況につきましては、正確に把握することは困難でありましたが、宴会場などの関係者に聞き取りしたところ、乾杯の際に日本酒などの地元のお酒の注文が増えており、条例の認知度の高まりが感じられるとのことでありました。

市内に9カ所ある蔵元では、それぞれ個性のあるお酒を日々開発されております。乾杯条例を制定した目的は、地元酒等を愛飲する機運を醸成するとともに消費拡大を図り、地場産業振興に寄与することであり、乾杯条例が地元のお酒に出会うきっかけとなるよう、市としても引き続きPRしてまいります。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） 13番さん、再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○13番（古谷武美） ご答弁ありがとうございました。

県の発表からもありまして、微減になっていると、減っているという内容でございましたけれども、作付量なんかは増えています。この我々やっています大仙市の地元酒等乾杯条例がもしなければ、微減がもっともっと大きく落ち込んでいたのかなと思うところがございます。これからも、久米副市長が申されましたけれども、この条例を使いまして市民に定着させた日本酒で乾杯条例を進めていただければなと思います。

また、これからはますます人口減少が進み、酒類等の消費が少なくなることが考えられますが、地元市民の消費だけではなくて、ほかの地域から来た、大仙市に来ていただいたお客様にも大いに消費に協力していただくことを考えたときに、今日の乾杯の酒は、どこどこ酒造会社の何々のというお酒の名前は時々聞きますが、最後に、是非お土産に購入してくださいという一言、コマーシャルすることが必要かと思っておりますので、販売業者の皆様と話していただくことをお願いしてはどうでしょうか。幾らかでも売上が上がれば、これからはますます厳しくなります農家の方々の収入も、酒造好適米の作付が増えることによりまして良くなると期待されますので、お願いしたいと思っております。

以上お願いしまして、この質問は終わりたいと思っております。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○13番（古谷武美） 次に、「大仙市循環バス運行ルート」についてお伺いいたします。

大仙市循環バスは、平成26年5月1日から利用される住民の方々の要望もありまして逆回り運行を開始したところです。

利用実績といたしましては、平成25年度逆回り運行前の利用者数が1万3,274人でありましたが、平成26年度逆回り開始後は1万3,336人と62人の増となりました。平成27年度につきましては1万3,847人と、前年と比べまして511人の増となっております。

逆回り運行前の平成25年度と比較しますと573人の増となっております。

ところが、平成28年度利用者は1万3,314人と前年度より533人の減少となっておりますが、今回の私の質問には、利用減少については触れませんが、原因を確認する必要があるのではないのかと思っておりますので、お願いしたいなと思っております。

循環バスを利用している人たちは、運転免許のない方やお年寄りの方と運転免許返納者が多いと思いますが、現在運行中の巡回バスのルートを延長していただければ利用したいと話されている人たちの声を多く聞きます。

また最近、高齢者の交通事故が多く発生している中で、バスが来るのであれば運転免許を自主的に返納して交通事故の心配をなくし、家族に安心させたいとの声も多くあります。

また、大仙市には、国指定重要文化財の「古四王神社本殿」がありますが、ここを見学する場合、遠方から電車で来られた人たちは、現在はタクシーを利用するしかないため見学に行く人はほとんどないと思われまます。現在の循環バスは、市民の皆様の日常の足として利用していただくことを目的としていますが、ほかの地域から観光等の目的で来た人たちにも利用していただき、「古四王神社本殿」や平成30年開館予定の「(仮称)花火伝統文化継承資料館」などを見学コースとしていただきたいのと、今まで以上に市民の皆様の便利で安全・安心な交通機関にしていだきたいと思ひ、三つの質問をいたしたいと思ひます。

一つ目といたしまして、現在の循環バスルートを観光の方にも利用していただき、高畑、古四王、小貫、追分、川目まで延長できないか、お伺いいたします。

二つ目といたしまして、ルートの延長をただいま質問しましたが、川目、追分まで延長していただいた場合に、現在、乗り合いタクシー藤木線を運行していただいておりますが、これを藤木・角間川を回る循環バスとしていただき、川目・追分で乗り継ぎできるような藤木・角間川循環バスの新設できないかをお伺いいたします。

三つ目といたしまして、現在の循環バスは旧大曲の南側を運行してござりまして、年間1万3千人以上の利用者がおられます。市民の皆様の日常の足として利用され、市街地の活性化や公共公益施設の利用促進に大いに役立っていると思ひます。大曲駅より北側の交通網を考えた場合、旧国道13号線や105号線近くの人たちは、少ない便数ではあります路線バスの利用が可能とは思ひますが、バス路線から離れている花館、幸町、大花町、丸子町、そして福見町方面の市民の皆様の足として北側ルートの循環バスの新設が可能であるかをお伺いいたします。

以上3点についてご答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(千葉 健) 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の大仙市循環バス運行ルートについて、お答え申し上げます。

大仙市循環バスは、市町村合併前の平成12年度に旧大曲市において、高齢者などの交通弱者や住民の地域内移動の身近な足として利用していただくことに加え、町中への人の流れを生み、中心市街地に賑わいを創出することを目的にスタートした事業であります。

経路としては、利用される方の利便性を考慮し、大曲バスターミナルを起点として、中心市街地、医療・福祉施設、公共施設などを経由し、約350m間隔に停留所を設置して1周9.7km、約40分で運行しております。

また、平成26年5月からは、逆回り便もスタートし、順回りを「つつどんルート」、逆回りを「はなちゃんルート」として、それぞれ5便ずつ運行しております。

この「はなちゃんルート」は、平成24年度に循環バスの運行ルート周辺の住民に行ったアンケート調査と乗り込み調査から、「1系統しかなく、帰りが遠回りになり利用しづらい」、「逆回りがあると便利」という意見から、それに伴い検討した結果、運行開始に至ったものであり、運行については民間事業者へ委託しております。

最初の質問の、現在の循環ルート延長につきましては、民間事業者の路線バスが川目・追分を運行しているという点と1時間以上の時間を要するため、運行回数を減らすことになるなど、利用者の利便性にはつながりにくいものと捉えております。

次に、藤木・角間川循環バスの新設につきましては、現行の乗合タクシー藤木線の利用者が平成28年度の実績で延べ652人となっております。

また、角間川地域には、民間事業者の路線バスが運行されており、競合が懸念されることから、住民ニーズの把握やバス事業者、タクシー事業者との協議など、十分な調査・検討が必要と考えます。

次に、大曲駅北側ルートの新設につきましては、花館地区や丸子町、福見町はコミュニティバスが運行されており、また、幸町・大花町については、大曲駅にほど近く、乗合タクシーの乗降場所となっております。しかし近年、開発が進み、新興住宅街となったため、交通網が不十分な区域も出てきていることから、今後、地域住民のニーズ調査を実施し、循環バスを拡充することによるバス事業者、タクシー事業者への影響等も調査しながら、設置に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

大仙市における公共交通の運行については、市民の生活の足の確保に重心が置かれていることから、観光客の利用については、ご指摘のとおりであり、路線の案内や交通網

の整備など、見直しが必要と考えております。

今後とも公共交通については、平成27年度に策定した「大仙市地域公共交通網形成計画（第3期交通計画）」に基づき、利用者や地域住民のニーズを把握しながら、コミュニティバス、循環バス、乗合タクシー、市民バスについて、全市的にルートや料金、時間等の見直しを行い、市民目線に立った利用しやすい公共交通の実現、地域の実情に合った交通サービスを展開し、持続可能な公共交通を運行してまいりたいと存じます。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 13番さん、再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○13番（古谷武美） 答弁ありがとうございました。

ただいまの市長の答弁では、最終的には市民目線に立った前向きな検討をするというご意見だと思います。是非引き続き検討いただきまして、市民の足となるようにお願いしたいなと思います。

この質問については以上で終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○13番（古谷武美） 最後の質問となりますが、「市民のモラル・マナーの向上の取り組み」についてお伺いいたします。

市民は安全・安心の中で快適な生活環境が必要と思います。快適な生活環境は、市当局の住民サービスと市民等のモラルとマナーで維持しているところであります。

30年から40年前と比較しますと、県や国、そして市の環境に対する啓蒙活動によりまして不法投棄等も大幅に改善されていると思いますが、町内会の清掃活動や各団体や会社関係の清掃ボランティアの活動を見ますと、いまだに空き缶やペットボトルなどのごみの回収が多くあり、驚かされているところでございます。中には、レジ袋にペットボトルや食品トレーを入れて、袋のまま道路脇に捨てられているものも見受けられます。このような、ごみやタバコの吸い殻の問題、ペットの問題、騒音の問題等々、市民が迷惑になるようなモラルとマナーに少し欠けた人たちもまだいるようでございます。

このような迷惑行為に対して、声を出して苦情を言えないでいる人も多くいることも確かです。どこの自治体も市民一人一人が他人に迷惑をかけないと思う気持ちのマナーやモラルに期待しながら環境を良くすることとしてきていると思いますが、なかなか改

善できなく、人々の道徳心に頼るのは難しくなっているのが実情ではないでしょうか。

全国には、対策として快適な生活環境に対する条例を設けている自治体が増えてきています。条例の名称といたしましては「さわやか環境条例」「モラル・マナーアップ条例」「市民マナー条例」「さわやかマナーづくり条例」等々がありまして、生活環境での清潔とモラル・マナーの向上を訴える内容になっているようです。

この条例の主な内容といたしましては、やはりごみのポイ捨て、犬や猫の糞、タバコのポイ捨て、喫煙場所、歩きスマホ、落書き等々ほかにも幾つかありますが、普段我々が目にしていることのモラルやマナーの向上を訴える条例となっております。

大仙市も、このように条例として市民の皆様に訴えることが必要な時期に来ていると思われましたので質問をいたします。

一つ目といたしまして、モラル・マナー等の年間の苦情件数は幾らあるものかお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、市民へのモラル・マナー向上の啓発は行っておるのかをお聞きいたします。

三つ目といたしまして、「大仙市モラル・マナー条例」の制定に向けての検討委員会を設立していただきたいのですが、その可能性はあるのかお伺いいたします。

以上3点の答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） はじめに、モラル・マナー等の年間苦情件数につきましては、多岐にわたりますが、そのうち生活環境に係る主な苦情相談では、不法投棄に関する苦情相談の件数は、平成26年度は15件、27年度は29件、28年度は31件となっております。

犬・猫に関する苦情相談の件数は、平成26年度は24件、27年度は20件、28年度は11件となっております。

また、空き地等の雑草に関する苦情相談は、平成26年度は11件、27年度は9件、28年度は11件となっております。

また、苦情相談への対応ですが、必要に応じて職員が現場を訪問し、飼い主や土地所有者等への指導助言等を行っております。

次に、市民へのモラル・マナー向上の啓発につきましては、清掃活動を通じた環境美

化意識の向上を目的として、身近な地域や河川などのクリーンアップの実施を呼びかけており、今年4月16日の全市一斉クリーンアップデーには1万2,124人が参加しております。

また、7月の河川愛護月間にあわせた全市一斉河川クリーンアップを7月2日に実施する予定であり、市民、事業者、市が一体となった取り組みを行っております。

ごみの適正処理やペットの飼育マナー向上等については、市の広報等による呼びかけのほか、子どもたちにも、ごみの分別というごみ出しマナーを身に付けていただくため、小学校4年生を対象にした学習会の実施や、県による犬の基本的なしつけ方や犬の習性・飼い方等を学ぶ「犬のしつけ方教室」が市、獣医師会と連携して開催されております。

さらに、行為者が特定されない場合や公共性が高い発生場所については、迷惑行為防止を啓発する看板の設置や、町内会等からの要望に応じて周辺住民にマナー向上を呼びかけるチラシ等の配布を行っているところであります。

次に、「大仙市モラル・マナー条例」の制定につきましては、まず、県レベルで既に瓶・缶、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くず等のポイ捨てや犬の糞の放置等の行為を禁止し、違反者を2万円以下の過料に処する罰則も盛り込んだ「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」が制定されております。

また、いわゆる歩きスマホや落書き等々の迷惑行為については、そもそも不法行為となるものもあります。

したがって、例えば、行為制限や罰則を内容とする条例を想定した場合、法令や県条例に規定されている行為は除く必要があり、規定範囲がはじめから制限されます。

また、市や市民の責務などを内容とする、いわゆる理念条例であれば、ほかに都市宣言などの手法も考えられるところであります。

このようなことから、現段階では、モラルやマナーを向上させるための施策として条例制定が適当であるのか、また、他の先進事例にある都市宣言などはどうか、あるいは、なお一層の啓発によるべきかといった、施策そのものの有り様を、まずは検討させていただきたいというふうに考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 13番さん、再質問。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○13番（古谷武美） ご答弁ありがとうございました。

モラルやマナーについては個人の問題でありまして、個人の考え方で大変難しいことだと思います。今後、条例とか制定に向けてとか、もし進むことがございましたら、パブリックコメントやアンケートなど十分に行いまして、市民の皆様の意見を聞いていただきながら進めることが大事かなと思います。

市当局だけで進めるということは、可能性としましては押し付けというような形になってしまうと思いますので、市民と一緒にやるということを基本にしながら、もし進めるようであればお願いしたいなと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） これにて13番古谷武美君の質問を終わります。

【13番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、4番佐藤隆盛君。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして3点を柱に、市長並びに教育長に質問いたします。

まず、老松市長の抱負について質問いたします。

圧倒的な期待の票を得てのご当選、まずおめでとうございます。まず市長は、選挙公約の1番に「誠心誠意で市民目線と地域目線で大仙市全体を元気にします」と掲げて当選いたしました。新市長としての抱負については、他の議員の質問からもかち合うかもしれませんが、私からは、まず2点について伺いたいと思います。

今回の選挙の争点と言えるかどうかわかりませんが、「町部ばかりが目立ち、農村部は寂れていく一方だ」、また「大仙市は花火ばかりだ」という声を随分聞きました。私個人としては、花火もなければ大仙としての特長もなく、これだけ有名になった大曲の花火を起爆剤として、あらゆる他産業へ拡散させることができないか、また、そうすることこそ大切なことと考えてまいりました。農村部と一体となった、つまり田園都市構想こそ、12年前の目標であり、大仙市となった基本理念だったと思っております。

冒頭に言いました寂れていく農村部の不満を、どう解消し、町部と一体となった大仙

市づくりを、どう進めていかれるのかお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、農村部と町部が一体となったまちづくりについてであります。第 1 回臨時会の所信表明で申し上げましたように、私が目指すまちづくりは「大仙市のすべての地域をすみずみまで元気にするまちづくり」、そして、「市民の皆様が住み良さを実感し、将来に希望が持てるまちづくり」であります。

私も選挙期間中、市内各地域に足を運び、たくさんの方々から話を伺う中において、議員ご指摘のような声も承知いたしております。

本市は、農業を基幹産業とし、豊かな自然環境、田園との調和を図りながら、人が生き人が集う夢のある田園交流都市の実現を目指すものであり、その実現のため、産業の基盤である農業の振興なくして市の発展はないものと考えております。

しかしながら、少子高齢社会の進展による担い手不足などにより、農村部に限らず町部においても様々な問題を抱えており、市全体の発展のためには各地域の皆様の相互理解とご協力をいただきながら、各地域とともに元気になる施策の展開が必要と考えております。

今後は、所信表明で申し上げました六つの重点施策などをしっかりと進めてまいります。各地域がそれぞれ持っている資源や産業、伝統や文化の地域特性や独自性を大切にしながら、市役所の本庁及び各支所が元気づくりの拠点となって施策を進めるために、各地域協議会や関係機関のご意見、ご提言等をいただき、必要に応じた事業実施を心がけてまいります。

特に各支所においては、平成 27 年度に設置した「地域活性化推進室」が主体となり、総合計画の地域版となる「地域振興計画」に盛り込まれた事業等を推進していくとともに、地域協議会との協働の取り組みにより、計画の見直しや新たな課題の掘り起こし、その解決に向けた施策を重点的に実施していくことが大事だと考えております。

今後も、市民の皆様の意見等をよくお聞きし、可能なことから速やかに施策を実行してまいります。

【老松市長 降壇】

- 議長（千葉 健） 4番さん、再質問ございますか。
- 4番（佐藤隆盛） ありません。
- 議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。
- 4番（佐藤隆盛） まず、2点目の質問に入ります前に、私は23年の12月議会において一般質問答弁の報告について、答弁の最後に「前向きに、また今後検討してまいります」とか「努めてまいりたいと考えております」などの発言があるが、議会閉会后、一般質問にどう対応し、活かしておるのか具体的にお知らせいただきたい。また、検討した結果について報告していただきたいと質問しております。それに対する答弁は、次のようなものでした。少し長くなりますけれども。「各議員からの一般質問における様々な要望や提案などの指摘事項につきましては、業務を担当する所管部課等が調査・検討のほか、国や県、関係団体との協議が必要とする場合もあることから、要望などに応えられる結論に至るまで時間を要し、引き続き検討を行っていく場合は、一般質問において「検討してまいります」などと答弁しております。その後におきましては、定例会ごとの指摘事項について確認・整理し、庁議等で検討内容を指示しております。それを受け、所管部課、または組織の垣根を越えて立ち上げた全庁的検討チームなどが指摘事項に対する現状把握、要望などの実現の可能性、現行制度の見直し、実施時期や手法、事業費などについて改めて調査・検討を行っております。その結果、具体的な方向性や対応策がまとまった場合は、その内容について直近の市議会定例会での市政報告や補正予算を計上し、審議についていただいているほか、実施時期が後年度、後の年度以降になるものについては、市後期基本計画の実施計画に盛り込むなど順次対応しているところです。しかしながら、指摘事項によっては社会事情や取り巻く環境、財政事情などにより、実現に向けた検討などに時間を要しているのもあるのが実情であります。例えば、高齢者世帯を対象とした住宅火災警報器の設置助成の継続要望や小・中学校の子どもたちを対象とした各種大会派遣費の補助金制度の拡充要望につきましては、運用期間や事業費など制度の内容については見直しを図ってきたところです。今後におきましては、一般質問の指摘事項で検討中のものにつきましては、それぞれ議員に対して中間報告をしていくとともに、検討結果が出るものについては、これまでどおり順次、定例会の市政報告や補正予算に事業費を計上し、審議をお願いしてまいりたいと思います。また、市民サービスに関するものにつきましては、市広報やホームページなどの掲載により周知の徹底を図ってまいります。」と答弁をいただいております。そういうことも踏まえ

まして、こういうことも踏まえまして、老松新市長に、職員に対する今後の取り組みについて質問いたします。

市長は、言うまでもなく副市長を経て新市長になられたわけでありますが、いわば庁舎出身であり、庁舎はホームグラウンドであります。

ところで、庁舎内の市長と職員との連携についてであります。前市長におかれては、市長就任当時から職員との意思疎通と関係改善のため苦勞し、また、努力され、適正な市政運営のため、職員の理解を求めてこられました。それにもかかわらず、事務処理や手続きが適切でなかった事案等などが生じ、市政の最高責任者としてその心勞が最も多かったと聞いております。私は、このことについて、先程の答弁にもありますように、前にも質問した経緯もあり、庁舎内に少し問題が多いのではないかと。これだけの大所帯となった職員、つまり市民の奉仕者を束ねていくのは大変だとはわかりますが、多くの市民は、こうした庁舎内のことを心配しておるのであります。

また、私はこれまで「明るい職場づくり」「職員の能力向上」「事務処理のミスの防止策」などについて質問してまいりましたが、これらに対する現在の取り組み状況、そして新市長としての、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、職員に対する今後の取り組みについてであります。はじめに、一般質問答弁後の状況報告につきましては、今後も中間報告や定例会の市政報告のほか、予算計上の形で審議をお願いし、また、市民サービスに関しては、市広報やホームページ等の掲載などにより周知を図ってまいります。

次に、「明るい職場づくり」「職員の能力向上」「事務処理ミスの防止策」に係る現在の取り組み状況と今後の取り組みについてであります。まず、「明るい職場づくり」については、マナー向上プロジェクトとして、平成20年度からマナー向上委員会代表者会議を開催し、マナー向上に関する重点目標及び行動計画を策定し、全職員に周知しているところであり、平成28年度については、常時携帯できる接遇マナーマニュアルを改訂し、あいさつや身だしなみ、電話応対について、周知徹底を図っております。

今後についても、このプロジェクトを継続し、前年度の実施状況を踏まえながら、「明るい職場づくり」となる重点目標と行動計画を策定し、全職員に周知徹底してまい

ります。

また、「職員の能力向上」については、人材育成基本方針に基づき、職場における日常の業務を通じて上司が部下を、先輩が後輩を、意識的かつ継続的に指導して人材育成・能力開発を行う職場研修（OJT）と、職場を離れたところで実施する職場外研修（Off-JT）、また、職員自身が自発的に自己の資質を向上させる自主研修の三つを大きな柱とし、さらに、女性職員のリーダーとしての意識向上などを目的としたキャリアデザイン研修を平成27年度から実施しております。

平成28年度からは、研修に併せて職員の能力開発を最大の目的としている人事評価制度を本格的に導入しており、これらを活用しながら、今後とも、さらなる職員の能力向上に努めてまいります。

最後に、「事務処理ミスの防止策」については、職員に対して、これまでも庁議や通知により、各所属長を通じて定期的に注意喚起をしているほか、ミーティングの実施などによる職員同士のコミュニケーションやチームワークの強化、また、組織間の意思疎通の強化などにより、その防止に努めてまいりました。

今後におきましても、これらに併せて「業務マニュアル」を活用しながら、業務の見直しを随時行い、不具合部分については早急に改善するほか、思い込みや勘違いが発生しないよう、職場全体でチェックするなど、事務処理ミスの防止体制の強化に努めてまいります。

以上、お答え申し上げましたが、いずれにいたしましても市職員として市民の期待に応えられるよう、市長として指導を徹底してまいります所存でありますので、議員各位におかれましても、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 4番さん、再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○4番（佐藤隆盛） まず私は、職場、事業処理ミスの関係で今回はこのように提言と言いますか申し上げておりますが、やはりこの千という職員の大所帯の中であれば、やはり今の市長の答弁では、少し何とかな、それでいいのかなと思った次第です。やはり会社であれば、そういう不良品と言いますか、そういうものに対して、やっぱりプロジェクトチーム、それ専門の、ものづくりから言えばトータルクオリティコントロール、

要するに総合品質管理というものに、人にそういうものをつくってはいかがなもんかです。ありますけれども、やっぱり徹底してそういう人をきちっと今後こういうミスはしないんだと。そして、そういうチームを作ってどうなのかと。今そのものに対しては、今度、今、大丈夫か、大丈夫かというような、そういうプロジェクトチームを作って、チームを立ち上げてはどうかと質問しております。それに対してですね、組織としてどういう仕組みで対応できるかという問題を真剣に検討したい、検討した結果については後日報告するとありますけれども、私はやっぱりそこだと思っただけです。そして、また繰り返しになりますけれども、ポカミスというほど厄介なものはないと言います。大きな問題に対しては真剣に取り組むんだけれども、ポカミスのものは再発する可能性が非常に高いと、ものづくりではそう言われております。

一例挙げます。言いづらいんですけども、まず再三に道路の陥没で、ポカポカポカポカとやって、毎日のように車が故障なったとかあるんです。それも私質問したことあるんですけども、この時の答弁では、その道路を、いろいろ理由あるにしろ、もちろん職員も支所で全部確認するという内容だったと思います。職員もそうですけれども、例えばスクールバスで歩くとか、それから職員の通勤時期とか、それはわかるはずだと思うんです。それが一向にまずないということが、いかがなもんかなと思うんです。そういう小さいミスなんです。だから、そういうものをまずですね、もう一度見直しながらやってもらいたいと思います。毎度のように専決処分の中で、言いませんけれども、用紙で出ておりますので、そういう点を気をつけながらやれば、やっぱりなんぼ答弁いただいてもですね、再三再三再三というように私は受けるんです。どうかですね、そういうことのないように、その積み重ねが大きい事故になればですね、そして、こういういろいろなミスでも何でもやっぱり市長が最終責任になるんです。ですから、どうかですね、これを機として、細かいことではありますが、それらの目を配りというできないと思います。ですから、専門的なそういうこれらに対してのチームを作るべきだというふうに再三申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

私は小さなミスと言いますか、ミスが起きた際には、職員は人間ですので、ミスはするものだ。ですから、その1人の職員のミスが大仙市のミスにならないように、組織

としてしっかりチェックしていかなければならないということは常々申し上げておるところであります。そうした点がまだまだ甘いというご指摘なのかもしれませんが、いずれプロジェクトチームというご指摘もありましたけれども、いずれそうしたミス再発防止、いろんな面でやってきているつもりですけれども、今のプロジェクトチームを含めて、さらにミスのないそうした事務処理を目指して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（千葉 健） 3番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） まず、1点目の小・中学生の交通安全に対して2点について質問いたしますが、まず1点目の小学校通学路の安全対策について質問いたします。

4年前の25年6月議会においても小学校通学路の安全対策について質問しておりますが、小学生を持つ親の心配は、毎日の登下校時の安全ではないでしょうか。他を差し置いても万全を期すべきと思ひ、再度質問するものであります。

これも少し長くなりますけれども、平成24年度以降、登下校中の児童などの列に自動車が入り、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いで発生したことから、全国約2万校の通学路を点検し、その中で文部科学、国土交通、警察の三省は、全国の公立小学校の通学路への事故の危険があるとされた7万4,483カ所のうち、3月末までに57%の4万2,662カ所で歩道の整備などの安全対策を完了したと発表があり、道路を管理する国や自治体が歩道の整備や路肩の拡幅を実施。ほかに警察が信号機や横断歩道を新設したり、教育委員会が通学路を変更したりしたそうであります。

秋田県では、教育委員会の取りまとめによりますと、県内の通学路で危険であるとされたのは561カ所、このうち42%に当たる237カ所が3月末までに歩道設置などの対策を終えたとあります。

また、三省庁は、危険箇所や対策済みの箇所について、自治体にホームページや広報紙を通じて住民に情報提供するよう求めておりました。

このようなことから、大仙市では小学校の通学路の安全対策にどのように取り組んできたのかを質問し、次のような答弁をいただいております。

通学路危険箇所マップ、また、重点除雪箇所マップを作成し、学校と関係機関の情報の共有化を図り、敏速な対応に努めている。また、通学路緊急合同点検の結果、学校から41カ所の危険箇所の申告を受け、該当する道路の管理者、学校、保護者及び警察と合同緊急点検を行ったとあります。その結果、3月末まで対策を講じることができた危

険箇所は27カ所、内容は徐行運転などを促す看板、グリーンベルト、カーブミラー、ガードレールの設置のほか、路側帯を示す外側線、路面表示、横断歩道の設置や引き直し、残り14カ所のうち横断歩道新設、外側線引き直し、交差点部の改修、時差式信号の設置、スクランブル交差点化などの11カ所については本年度内完了予定であり、事業量の大きい歩道の設置及び転落防止柵の改修の2カ所については、年次計画で進捗を図り、また、残る国及び県の関係箇所については、早急に改善できるよう強く働きかけると答弁いただいております。

そこで質問いたしますが、今現在、危険箇所はいくらあるのか、また、重点除雪箇所マップを作成し、学校と関係機関の情報の共有化を図り、敏速な対応に努めると答弁いただいておりますが、それぞれのマップの箇所幾らあるのか、また、いつ、どのような方々で確認を行っているのか、現在の状況をお知らせください。

また、事業量の大きい改修の2カ所については年次計画で進捗を図るとあるが、現在はどのようになっているのか、そして、国及び県の関係箇所の要望件数とその対応はどのような状況になっているのかお伺いします。

そして何よりも万全体制であるのかお伺いいたします。

続いて、2点目の中学生自転車ヘルメット支援について質問いたします。

まず、私自身は、10年前より軽トラにステッカーを貼り付け、また、高梨地区の交通安全役員として、少しでも地域の交通安全を願い行動している一人であります。私は、前から自転車通学生にはヘルメットを使用すべきと感じておりました。この件については、藤田和久議員も子どもたち交通安全確保の立場から、自転車通学者に安全ヘルメット着用、そして無料支給できないかについて、昨年3月議会で質問を行っております。藤田議員も述べているように、自転車事故の場合には、自転車運転者がヘルメットを着用しておれば軽症で済んだと思われる事故も多いと伺って述べており、そして自転車運転者の事故が起きた場合のヘルメットなしの場合の死亡リスクは3倍以上上昇すると言われております。また、中学生のカバンの重さは10kg以上と聞いております。そういうことから、私も自転車通学の場合には、安全ヘルメットを着用すべきと思っております。現在、市内では11校中5校で自転車通学者ヘルメットを着用しており、自己負担でヘルメット購入しております。先の藤田議員ヘルメット支給の答弁では、市教育委員会としては、ヘルメット着用の徹底を図るためには、一律の義務化よりも、保護者と学校の合意形成こそが重要な土台であると考えております。したがってヘルメットの無

料支給につきましては、現在着用している学校において、「自分の命は自分で守る、ヘルメットはそのために必要不可欠なもの」との合意の上、自己負担購入による指導がなり立っていることも踏まえて検討すべきものと考えておりますと答弁をいただいております。

1 1校中、まだ6校の保護者の理解や意識の徹底されていない中、仙北中は今年度から自転車ヘルメット着用を義務化することにより、生徒の自転車利用の安全を確保するとともに、交通安全に対する意識を高めようと、自転車通学ヘルメットを始めております。始めるにあたり、昨年6月から保護者に対して自転車ヘルメット着用義務化に係るアンケートを実施し、8割の保護者から賛同を得ることができた。しかし、ヘルメット購入にあたっては、保護者負担となることから「補助制度があれば助かる」という意見が多数寄せられたとのことであります。PTAで保護者に自転車ヘルメット着用について説明、保護者に自転車ヘルメット着用の義務化に係る調査実施、生徒会で生徒に自転車ヘルメット着用についての説明、3カ月間において保護者・生徒に自転車ヘルメット着用についての意見聴取、そしてPTA・生徒会との合意を図り、更には新入生の保護者にも自転車ヘルメット着用義務化を説明し、この4月より実施することにしましたそうであります。

しかしながら、答弁で述べておる中、保護者と学校の合意形成ができているにもかかわらず支援がなかったとのことであります。そのようなことから、先ほど保護者から「補助制度があれば助かる」との多数の意見があり、PTA会長、校長より、横堀、高梨両交通安全会に支援が求められ、人数割り、1人500円で両安全会から9万3,500円を支援しております。私は、本来であれば、行政で支援及び補助するべきと思うのであり、仙北中のみならず他の4校の保護者もヘルメット支援を望んでいるのではないかと思い、質問したところであります。前向きな答弁をお伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の、小・中学生の交通安全対策について、お答え申し上げます。

はじめに、小学校通学路の安全対策につきましては、登下校も含めて学校生活における子どもたちの安全・安心を確保することは、学校や行政の大きな役割であると考えて

おります。

各学校では、通学路の安全点検はもとより、計画的な交通安全教室の実施や教職員による登下校時の安全指導、地域の方々の協力による見守り活動等の充実に努めております。

一方、市教育委員会では、学校、地域、関係機関が連携し、児童生徒の登下校時における安全を確保するための指針となる「大仙市通学路交通安全プログラム」を平成26年2月に策定いたしました。このプログラムに基づき、国土交通省湯沢河川国道事務所、仙北地域振興局、市道路河川課、大仙警察署、市教育委員会をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し、登下校時の事故の未然防止を図るための合同点検や具体的な対策を実施しております。

具体的には「大仙市立小・中学校通学路の設定要領」に基づき、学校は毎年4月30日までに通学路や危険箇所等を記した図面を市教育委員会に提出し、その図面をもとに要望があった対策必要箇所について、学校、保護者、当該道路管理者、警察、市教育委員会、各支所、自治会等が参加する合同点検を毎年行い、歩道整備や防護柵設置、注意喚起看板の設置等の具体的な対策を検討実施することとしております。

今年度につきましては、各学校等から要望された対策必要箇所8カ所について、5月29日に合同点検を実施しており、学校において当該箇所に関する安全指導を強化することに加え、2カ所には注意喚起用看板を設置するとともに、4カ所には横断歩道の設置を、1カ所にはグリーンベルトの設置を検討することといたしました。

なお、議員からご質問のありました2カ所の進捗状況につきましては、大曲地域の追分板杭線の歩道拡幅工事は平成26年度中に完成し、仙北地域の仙北1号線の歩道整備は平成31年度末の完成を目指して工事を進めております。

また、国や県への要望件数につきましては、今年度は該当する箇所はありませんでしたが、昨年度は1件あり、仙北中学校の通学路となっている県道への信号機設置の検討をお願いしております。

安全・安心については、これで完璧ということはありません。引き続き、学校等からの情報をもとに点検活動を実施し、関係機関と連携して安全確保のため、具体的な対策を検討しながら児童生徒の登下校の安全確保に努めてまいります。

次に、中学生への自転車安全ヘルメット購入支援につきましては、各小・中学校では継続的に交通安全指導を行っており、その中で機会を捉えて様々な方法で児童生徒や保

護者に自転車用ヘルメットの有効性について周知を図っております。

市教育委員会といたしましては、ヘルメット着用の一律の義務化より児童生徒一人一人の安全意識を高めることが重要ととらえ、保護者の理解を得ながら自転車利用時のヘルメット着用率の向上を目指しているところであります。

そうした中、仙北中学校では、生徒が話し合いを重ね、保護者の理解のもと合意形成に至り、あわせて交通安全会等、地域の方々から多くの協力をいただき、今年4月から自転車通学者全員がヘルメットを着用して通学するようになりました。

仙北中学校のこの取り組みは、8月21日に開催される「中学生サミット」において紹介される予定であります。全中学校の生徒会代表者に加え、小学生や教職員、市PTA連合会からの参加も見込まれていることから、安全意識の向上やヘルメットの必要性についての意識が、さらに高まるものと期待しております。

ご質問のヘルメット購入支援につきましては、引き続きヘルメット着用に対する一層の理解を進めるとともに、生徒や保護者の経済的な負担を考慮し、通学用ヘルメット購入者に対する具体的な支援の在り方について検討してまいります。

交通事故は、いつどこでどんな状況で起きるか予測することができません。今後とも、大仙市の未来を担う児童生徒を守るため、ヘルメット着用の推進はもとより、「自分の命は自分で守る」という交通安全意識高揚のための取り組みを進めてまいります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） 4番さん、再質問。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○4番（佐藤隆盛） 危険箇所については、わかりました。

ヘルメット支援について、くどいですがけれども、また検討すると。私ね、多分と言えぱおかしいんですけど、検討とは広辞苑ではこう書いております。「調べたずねること。詳しく調べ、当否を考えること。」それが検討というそうであります。このくらいやっても、まだ何で検討しなきゃならないのかと。先程の教育長の答弁の中で、今全部このようになって統計も取って、必要性も訴えて、そして最後に行き着くところは何とかならないかと、こういう思いで、そして1回目はならなかったと。それで我々の交通安全会に幾らでもということで、私も役員しております、そこで話し合いました。やっぱりそれじゃあなくですね、本来の姿じゃないと。なんとか、幾らかでも補助してもら

いたいもんだと、そういう思いでですね思ったところ、この前、藤田議員もお話しておりましたけれども、答弁いろいろ述べておりました。どのような答弁になるものかなと思っていましたけれども、検討ということはそういうことですよ。と書いておりました。じゃあ何をまた具体的に検討するのかということをもまず1点と、それから、蕨市では半額補助、15歳未満と65歳以上にはヘルメット半額補助しておるようであります。しかし、見てね、全額というのはやっぱり、全額の補助というのは、ちょっと私見つけられませんでしたけれども、蕨市では半額補助をこのようなことでしておるようであります。前向きな検討をという言葉、検討、検討とあるんですけれども、何を検討、これ以上何を検討するんですかということで、支援を求めながら、まずそんなことだけ聞いてですね、私は質問を終わりますが、教えていただきたいと思います。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

私と教育長は協議させていただいておりますけれども、交通安全推進する意味、また、ヘルメット着用を奨励する意味で、補助制度を作って対応したいと思います。

○議長（千葉 健） よろしいですか。

○4番（佐藤隆盛） はい。

○議長（千葉 健） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（千葉 健） 一般質問の途中ではございますけれども、暫時休憩いたします。再開は11時20分とさせていただきます。

午前11時08分 休 憩

午前11時19分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。8番佐藤文子さん。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8番。

【8番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

はじめに、国保の都道府県化と関連して、4点についてお尋ねいたします。

国保の広域化となります都道府県化は、2018年度から始まります。県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を指導・監督することになります。国保財政の流れは、一つに、県が国保事業に必要な費用を各市町村に納付金として割り当て、二つに、市町村は住民に保険税を賦課、徴収し、集めた保険税を県に納付いたします。三つ目は、県は保険給付に必要な財源を交付金として市町村に拠出するというふうな流れになっております。

市町村が県に納める納付金は、医療費水準、被保険者の所得水準、被保険者数を指標に県が算定することとなっております。納付金は100%完納が義務づけられ、納付猶予や減額は認められず、滞納者が増えて保険税の収納額が予定を下回った場合には、新設される財政安定化基金から貸付を受けるように指導されることとなります。

また、県が市町村に納付金を提示する際、同時に市町村ごとの標準保険税率を公表することになっているようであります。市町村は、標準保険税率を参考に国保税を決めることを要求されます。

厚労省では、標準保険税はあくまで参考であり、従う義務はないと説明しておりますが、県による、あるべき保険税水準の提示は、市町村に給付費削減や住民負担の強化ということを迫るテコとなっていくものと考えられます。

3月定例会中の総務民生常任委員会協議会には、国保事業費納付金試算による国保税推計値が示されました。平成29年度に事業費納付金制度を実施すると仮定した場合の試算結果とのことでありましたが、それによりますと、大仙市の場合の納付金は21億6,884万572円、国保税は19億4,961万9,471円、1人当たりの国保税額は11万7,540円となり、28年度1人当たりの国保税額11万3,172円に対し、4,368円、3.86%の増とのことであります。

全県的には1人当たりの保険税は3.39%の増、中には25%以上、33%以上、50%以上の負担増となる市や村があったようです。

大仙市では、国保運営安定化計画による2年に1回の税率見直しをかけながらも、厳しい経済情勢に配慮し、平成21年の改正以降は、一般会計からの基準外繰入などで国保税を引き上げることなく運営してまいりました。

国保の都道府県化では、基準外繰入についても厚労省は国保運営方針ガイドラインで、一つに保険税の収納不足や医療費の増加については、財政安定化基金からの貸付で繰り

入れはやめること。二つには、市町村の自主判断による保険税の負担緩和、任意給付、独自の保険料減免などへの繰り入れは国保運営方針に基づき計画的に削減、解消していくこと。三つには、今後、基準外繰入は国が認める被災者や失業者に対する一時的な保険料減免や保健事業、基金積立などに限るという方針を示しております。すなわち、国保の財源不足は最終的に保険税引き上げで穴埋めするという方針を徹底するとともに、市町村が住民福祉として実施している負担軽減や給付の上乗せは、解消を目指そうというのであります。

以上、国保の都道府県化の問題の一端を述べさせていただきましたけれども、結局、都道府県化という新制度は、納付金と標準保険税率をテコに繰り入れ解消と住民負担の増加、さらには給付費削減を推進するものであると言えます。

そこで伺います。まず、納付金に関連して、先に示された国保事業費納付金試算の国保税は、本市平成29年度国保税歳入予算では15億1,000万円と4億4,000万円も高い19億5,000万円となっております。これに基づく納付金を完納するには、県の財政安定化基金からの繰り入れや一般会計や国保財調からの繰り入れが恒常的に必要になると考えます。厚労省では、納付金ガイドラインの見直しや激変緩和策の導入を行うとしておりますけれども、国保の都道府県化による納付金制度というのは、市財政及び住民の国保税負担増に直結するものと考えますが、これに対する所見を伺います。

2番目に、基準外繰入で保険税据え置きを行うように求めることについてです。

先に申し述べましたが、新制度では、国保税の賦課、徴収は市が行うことになります。標準保険税率は参考であって義務ではないということは、厚労省が自治体で判断していただきたいというふうに国会で答弁しておりますが、国保の加入者は年金生活者や失業などの低所得者層が増加しております。各医療保険の中でも最も高い保険税率で国保税の過重な負担は中間層を疲弊させ、貧困層、境界層の生存権ラインをも脅かしているものであります。新制度のもとでも基準外繰入を行い、国保税の引き上げは行わないように求めるものでありますが、いかがでしょうか。

3番目に、ひとり親世帯、子育て世帯、障がい児のいる国保世帯への均等割額の軽減について要望いたします。

ここでは、子ども分に対する均等割課税について軽減することを求めるものであります。

高い国保税となるその要因は、応益割課税である均等割と平等割という保険税の算定方式にあります。

応益割は、低所得者層や中間層に過重な負担となり、低所得層ほど重税感となっていくものであります。特に均等割は、赤ちゃんを含め加入者一人一人に課せられ、医療分、後期高齢者支援金分、介護分、この三つを合わせ、1人当たり3万500円になっているわけでありまして。2人、3人、4人と子どもさんのいる国保世帯にとっては、さらなる重税を伴ってまいります。

国保の都道府県化などの国保改革に向けた国と地方の合意の中では、この子ども分の均等割について、子育て支援への逆行であるというふうな指摘もあったと伺っています。

そこで提案であります、ひとり親世帯や子育て世帯の子ども、障がい児の均等割の軽減について、市の福祉施策、子育て支援策として、是非とも実施していただきたいものだと考えます。国保の都道府県化となっても市独自の福祉施策については、政府はこれを止めることはできないという地方自治の原則は、しっかりと守られております。是非とも検討願うものであります。

国保関連の四つ目の収納対策について申し上げたいと思います。

国保税の滞納者は年々増加傾向にあり、短期保険証や資格証明書の交付件数も増え、差押えなども行われているようであります。

国保税滞納者が増えたのは、悪質滞納者が増えたからではありません。それは、貧困な加入者が多いのに保険料が高いという、国保の構造的矛盾と貧困層、境界層への実効ある救済措置がないという制度の不備によって引き起こされたものであります。

そうした中で滞納者に一律にペナルティーを課しても、生活困窮者の苦境に追い打ちをかけるだけであります。滞納者を一律に悪質というふうには扱わず、国保税の収納活動を、貧困把握の入口と位置づけ、生活困窮者は積極的に減免制度や福祉施策につながる方向で臨んでもらいたいものと思うものであります。

国保の都道府県化では、総じて給付費の削減と国保税などの住民負担の増が考えられます。収納対策においては、とりわけ住民の生活に寄り添った対応が求められてくると思います。大仙市では、もとよりそのような対応をされていると思いますけれども、今後のお考えをお聞かせ願います。

以上です。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、国保の都道府県化による納付金制度に関してであります。

平成29年2月、県が示した国保事業費納付金試算結果に基づき推計された平成29年度における1人当たりの国民健康保険税は、平成28年度と比較すると、市町村においては、高いところでは50%以上の増、低いところでは17%以上の減というようにバラつきはあるものの、県全体では3.39%の増で、医療費の自然増分によるものと伺っており、制度による負担増ではないと捉えております。

当市においても3.86%の増となっておりますが、現在の予算内で提示された納付金の納付が可能と試算しており、現段階では、都道府県化により、市及び被保険者の皆様の新たな負担が増えないものと考えております。

次に、新制度の下における基準外繰入についてであります。

新制度では、県において国保事業費納付金を確定するとともに標準保険料率を示すことになっております。市町村は、それを参考にして税率を決め、これまでと同様に国保税の賦課・徴収業務を実施いたします。

本年10月以降に、県から30年度における国保事業費納付金が提示される予定であり、これにより当初予算の編成を行うこととなりますが、被保険者の皆様に急激な負担が伴わないように財政調整基金の運用等とあわせて、必要に応じて基準外繰入を実施してまいりたいと考えております。

次に、ひとり親世帯等への国保税、均等割額の軽減についてであります。

現行では、低所得者に対する負担軽減として、均等割及び平等割額を7割、5割、2割、軽減する措置があります。平成29年度も税制改正として、5割、2割の軽減判定基準額が引き上げられ、ここ数年、軽減が拡大するよう見直しが見られております。

この軽減措置は、世帯の国保加入者数と所得額により判定されるもので、所得のない加入者が多いほど軽減割合が大きくなる制度であり、低所得者のひとり親、子育て世帯等にも配慮された制度となっております。

また、議員ご提案の国民健康保険に加入している子育て世帯のみを対象に均等割額を軽減することにつきましては、国保以外の健康保険に加入している子育て世帯との間に公平性を欠いてしまうことにもなりますので、市といたしましては、これまでどおり、現在実施している子育て支援の各施策により、支援してまいりたいと考えております。

次に、収納対策における住民生活に寄り添った対応につきましては、国民健康保険税の課税では軽減措置があるほか、収入が著しく減少した世帯や生活保護基準に満たない世帯につきましては、減免制度で低所得者層の負担の軽減と救済を図っております。

一方、収納対策につきましては、税法上は納期限までに完納されない場合は督促状を送付し、一定期間を経過してもなお納付がない場合には、差押えを行わなければならないと規定されておりますが、当市では督促状を送付しても納付がない場合は、文書による納税催告を行っており、納付が困難な場合は、納税相談で収入状況や生活状況をお聞きし、個々の実情を把握するとともに担税力の見極めを行っております。その際、一括納付できる担税力や差押え可能財産がない場合は、分納により納付していただく徴収猶予措置や滞納処分の執行停止などの徴収緩和措置を講じているところであります。

大仙市の国民健康保険税の年度末の滞納者数は、平成26年度2,215人、平成27年度1,957人、平成28年度1,769人と減少傾向にあり、その要因は加入者数の減少とともに、これまで実施した収納対策の効果と考えております。

また、資格証明書交付要件では、国保税軽減世帯、福祉医療費該当世帯、公費負担医療対象世帯などの世帯は除いており、さらに資格証明書交付対象候補者には、あらかじめ特別な事情に関する届出書や弁明書の提出の機会を設けており、個別の事情には配慮しているところであります。

今後、保険者が県へ移行した後も収納事務は引き続き市町村が担うこととなりますが、収納対策につきましては、これまでと同様に取り組む一方で、低所得者層の納税者には、個々の事情を十分に配慮し、これまで以上に丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 8番さん、再質問。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○8番（佐藤文子） まず、新たな制度によって国保税負担増に直結するものではないというふうな、新たな負担は増えないものだというふうなことが述べられました。いずれにしても、この現在の国保税の収入というふうなものからすると、この新しい制度になりますと納付金のために基準外繰入というのは数億円の単位で入れないと完納ができないような計算になっているようなのでありまして、いずれその基準外繰入が数年もつと

いうふうなことはできないような状況が予想されます。そうしますと、国保税は負担上げるといふふうなことに繋がってくるのではないかというふうなことを思いましたので質問させていただきました。そういうふうなことで基準外繰入をしっかりと行って、保険料の据え置きというふうなものを今後とも続けてほしいというふうなことなので、もう一度その点について保険料据え置くというふうな点を確認させていただきたいと思えます。

もう一つは、子育て世帯、子どもの均等割の軽減というふうなことですが、所得に基づく7割、5割、2割軽減というふうなことは、多くの世帯がそれに該当されているというふうなことは承知しております。しかし、中間層世帯で、この子どもさんが多くいて、1人当たり3万、子どもさんに係る1人当たりの均等割負担額が3万500円ですので、2人いれば6万1千円というふうなことで、均等割部分だけで子どもの数がいればいるほど大変負担が大きくなるというこの応益割の構造的な問題もあるわけです。そういうふうな意味で、国の、質問の中でも申し上げましたけれども、均等割、子どもの均等割課税は、子育て支援に逆行するというふうなことが指摘されていたというふうなことを言いましたけれども、いわゆる国も地方と国の調整の議論の中でも、そういう問題がもう出てきているというふうなことなのです。都道府県化になりますと、この制度が均等割が軽減、国の施策として軽減されない限りは、納付金としてしっかりとこの均等割分も納めなければいけないわけですので、子どもさんのいる中間層世帯というふうなのは均等割の負担というふうなものが大変大きいわけですので、その国がやらない間、せめて市の方で子育て支援というふうな福祉的施策の目的で、この均等割の軽減を講じてみたらどうなのかというふうなことで再度伺いたいと思えます。

この2点で1番目の再質問を終わります。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

まず最初の据え置きを確認したいというご質問でありましたけれども、先程も答弁申し上げましたように、被保険者の皆様の急激な負担増、こういったことにならないように財政調整基金の運用等々あわせまして必要に応じて基準外繰入を実施してまいりたいというふうに考えております。大きな激変にならないように考えてまいりたいと、対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、子育て世帯、ひとり親世帯等への国保税の均等割額の軽減についてと再度

のご質問でありましたけれども、基準外繰入によりまして、これは被保険者全体の負担を軽減させていただいているというふうに思っております。このこと自体にも他の健康保険に加入されている方からは少し議論があるところでありまして、被保険者全体を対象とした考え方で今実施させていただいておりますが、さらにその国保加入者のうちの子育て世帯の子どもの分の均等割額の軽減と言いますと、今度は国保の対象者のまた一部限定されるわけでありまして、このことは更に公平性を欠くことになるのではないかなという、そういう心配があります。そうしたことで先程の答弁になったところでありまして、ご指摘のとおり子どもに係る均等割額の軽減措置につきましては、国が制度を創設するべきだということで全国市長会、今、市長会においてもそうした提言をさせていただいているところでありまして、そうしたことを見てまいりたいというふうに、同じように要望してまいりたいというふうに考えておりますけれども、市としての国民健康保険の中でも限られた世帯への一般財源の投入ということにつきましては、今現在では慎重にならざるを得ないというふうに思っております。

○議長（千葉 健） 再々質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○8番（佐藤文子） 国保税均等割の軽減ですけれども、大仙市は主要な農業、産業というふうなことで、そこに向かう若い世代の後継者づくりをはじめ大規模農業に挑む青年の育成に大変力を入れております。農家の皆さんは、ほとんど専業農家の皆さんは国保に加入するわけですけれども、そういう中であって若い皆さんが本当に農業を続けながら子育てもしっかり行っていくと。人口減対策の一環として、全市の中でやっぱり主要な産業である農業の分野においても子育てを十分できるというふうなこのために、非常に国保では構造的に問題になっているその均等割で高い、赤ちゃんから生まれて国保に加入すれば1人当たり3万500円も均等割がかかるという分野をしっかりと支援していく、そういうふうな立場というのは、今の子育て支援というよりも人口減対策の一環としても十分必要なのではないかなというふうなことを申し上げて、引き続きこの点でも是非頑張って考えてもらいたいというふうなことを要望したいと思います。これで終わります。

○議長（千葉 健） 答弁は必要ですか。

○8番（佐藤文子） いいです。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○8番（佐藤文子） 2番目に福祉事業所で働く職員の処遇改善についてお尋ねいたします。

保育士、介護士など福祉事業所で働く職員の離職率が依然として高く、対策は喫緊の課題であります。過密労働と低賃金などを背景に、慢性的な人員不足が言われております。保育士や介護士とも処遇改善加算がこの間行われてきましたが、根本的な報酬単価や配置基準が劣悪なことであり、国は根本的な手を打つどころか安上りの方向へと施策の細分化を図ろうとしているのが実態であります。

保育士も介護士も、その数は全労働者に占める割合が徐々に高くなってきており、この分野で大きく処遇改善が図られるなら、定着とサービスの内容の充実、市財政にも大きく寄与し、少子化対策にもつながるものだと考えます。

そこで伺います。一つは、国ではこれまで保育士や介護士について、処遇改善加算などを実施してきましたが、これらの事業効果はいかほどなのか、離職防止や職員の増加が図られているものなのか、市はこれらをどのように評価しているのかお聞かせ願いたいと思います。

また併せて、市内事業所で働く保育士、介護士の人数についても、併せてお聞かせいただきたいと思います。

二つ目には、市独自に福祉職員の賃金改善と人員増加のための処遇改善策を講じてはいかがということで伺います。

保育士においては、本年度から保育士確保推進事業として保育士就労奨励金の拡充や新規に保育士就業支援事業、臨時保育士処遇改善推進事業が実施されておりますので、今後、改善が図られるものと期待しているところであります。

介護士についても市独自の処遇改善を願うものであります。

いずれにしても若者が多く働く福祉の現場で、若者がいきいきと働き、子育てできる生活基盤を確立するための支援と安心して受けられる保育や介護で住むなら大仙市となることを願って提案させていただくものであり、見解をお聞かせ願います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、福祉事業所で働く職員の処遇改善についてお答え申し上げます。

ます。

はじめに、保育士につきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、従来から国が私立の保育所の職員を対象としていた民間施設給与等改善費と、平成25年度から実施された保育士等処遇改善臨時特例事業を一本化し、「処遇改善等加算」として給付費に算入されております。この加算金は、職員の平均勤続年数による基礎分と、賃金改善計画書の策定を要件とする賃金改善要求分とで構成されており、平成28年度においては、市内全ての保育所等が加算の認定を受け、全職員へ支給されているところであります。

この給付費につきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担しております。さらに今年度から、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善」が実施されることとなっており、各法人等には制度の説明と実施の要請をしたところであります。

また、介護職員については、平成21年10月に賃金改善のため、「介護職員処遇改善交付金」が創設され、平成24年4月から「介護職員処遇改善加算」として介護報酬に移行しております。

さらに、平成27年4月及び平成29年4月と2回にわたり拡充されており、加算を受けるには、職位・職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備、資質向上の計画策定と研修の実施、昇級基準の設定などの要件があり、県知事への「介護職員処遇改善計画」の届出や実績報告書の提出も義務づけられていることから、職員の賃金改善は適正に行われていると考えております。

これらの制度により保育士や介護職員の処遇改善に一定の効果は表れているものと捉えておりますが、こうした施策が一過性ではなく今後とも継続されることで、さらなる処遇の改善が図られることを期待しております。

なお、市内に勤務する保育士は、平成29年4月1日現在、臨時やパート職員も含め448人、介護職員につきましては、平成27年の日本医師会のデータで1,692人となっております。

次に、独自の処遇改善策につきましては、先程議員からもご指摘がありましたけれども、保育士に対しましては「臨時保育士等処遇改善事業」を創設し、時給の引き上げを実施した設置者に対して補助金を交付することとしており、事業実施への協力をお願いし、保育士確保にもつなげたいと考えているところであります。

このほかにも、市内の保育所等に新たに勤務した臨時保育士に交付している「保育士

就労奨励金」を、今年度からは10万円に倍増したところであります。

厚生労働省が調査した保育士への就業を希望しない理由の上位は、賃金が希望と合わない、責任の重さ、事故への不安、自身の健康・体力への不安、休暇が取りにくいとなっていることから、賃金の改善に加え、労働環境の改善につなげるための職員配置基準の緩和を国等へ働きかけるなど、保育士が保育の仕事にやりがいを感じ、キャリアを積んで働き続け、地元での生活基盤が確立できるよう、引き続き努めてまいります。

介護士につきましては、昨年10月に特養等施設やグループホーム、デイサービス等通所施設を対象に介護保険事務所で行ったアンケート調査によると、200事業所のうち89事業所が人員不足と答えております。この89事業所のうち、入浴や食事の介助等を介護従事者に代わり行う「介護助手」について雇用を考えている事業所が60事業所あり、今後は「介護助手」の確保により、介護職員の過度と言われる業務を減らしながら処遇改善につなげる仕組みづくりに取り組むこととしています。

また、人材確保のためのアンケートを介護保険事務所が6月中に大仙市・仙北市・美郷町の事業所を対象に実施予定であることから、アンケート結果により、事業所が抱えている問題、被雇用者から見た問題、双方からの視点で問題発見・解決までの道筋が見えてくるものと思われまます。これらを整理し、国・県の取り組みなどを見ながら、市としてどのような対応策が可能か検討してまいりたいと思ひます。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 8番さん、再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○8番（佐藤文子） 処遇改善加算等、国が実施してきた事業効果は、一定度あると、一過性ではなく引き続き国としてしっかりとこれを実施していくよう求めていくというふうなことでありました。

また、今年から保育士についての今年から実施を始めている、それに関する今後の処遇改善等がしっかりと後、今後の定例会などでのまた報告を是非ともしていただければというふうに思ひます。

介護士につきましては、6月の介護保険事務所が行うアンケートをもとに、市としてこれにどう対応できるか検討していきたいというふうな答弁でしたので、是非ともこの福祉労働者が大仙市で働くことによって、子育てと労働をしっかりと両立できて、しか

もこのサービスの行き届いた介護、また、保育、これらが行われるように、是非とも実効ある市としての支援というふうなものを念頭に検討していただければというふうなことをお願いして質問を終わります。

○議長（千葉 健） これにて8番佐藤文子さんの質問を終わります。

【8番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 議員の皆様をお願いします。委員会付託をして終了したいと思いますので、ちょっとご協力のほど、お願いいたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第2、議案第100号から日程第11、議案第109号までの10件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第109号までの10件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第12、陳情第59号及び日程第13、陳情第60号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月10日から6月18日まで9日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、6月10日から6月18日まで9日間、休会することに決しました。

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月19日、本会議第4日を定刻に開議いたしま

す。

大変ご苦勞様でございました。

午前 11 時 59 分 散 会

